

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり

第6期安八郡障害福祉計画 第2期安八郡障害児福祉計画

概要版

令和3年度 ▶ ▶ ▶ 令和5年度

神戸町・輪之内町・安八町

令和3年3月

1 計画の概要

- ・この計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく障害児福祉計画で、障害福祉サービス等及び障がい児支援サービスの成果目標や見込量等を示すものです。
- ・この計画は、「第 4 次安八郡障害者計画」（令和 3 年度～令和 5 年度）の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有しています。
- ・計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間です。

2 基本理念

誰もが共に安心して暮らせる地域社会づくり

※「第 4 次安八郡障害者計画」の基本理念

3 基本目標

基本理念のもと、厚生労働省が示す「基本指針」（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）を踏まえつつ、次の 5 つの基本方針に配慮し、障害福祉サービス等や障がい児支援サービスの一層の充実を図ります。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

誰もが共に安心して暮らせる地域社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等及び障がい児支援サービス、その他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障がい児支援サービスの提供体制の整備に努めます。

② 障がいの種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービス等及び障がい児支援サービスは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者などの障がい種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを提供するものです。障がいのある人が郡内 3 町のどこに住んでいても適切なサービスを受けることができるサービス提供体制の充実に努めます。

③ 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、西濃圏域市町と連携して、地域生活への移行や就労支援のほか、高齢化等に伴う支援のあり方など新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

④ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童を支援していくには、障がいのある本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援していく必要があります。このため、障がいのある児童とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から質の高い専門的な発達支援を行う障がい児支援サービスの充実を図るとともに、障がいのある児童のライフステージに沿って、保健・医療、障がい福祉、保育・教育、就労等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

⑤ 障がいのある人の社会参加を支える取り組み

障がいのある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会におけるさまざまな活動に参加するよう、ニーズ等を踏まえ、就労をはじめ、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

4 成果目標

厚生労働省が示す「基本指針」に基づき、令和5年度を目標年度として、次の6つの項目について目標を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障がいの状態やニーズに合わせた支援を行い、障がいのある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進することを基本とします。

区分	目標値			考え方
	神戸町	輪之内町	安八町	
①施設入所者の地域生活への移行者数	1人	0人	0人	令和5年度末までの地域生活移行者数
②施設入所者数の減少数	現状維持	現状維持	現状維持	令和5年度末までの施設入所者数の減少数 (基準：令和元年度 神戸町21人、輪之内町9人、安八町12人)

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・障がいのある人の地域生活を支援するための拠点等の整備及び充実（毎年度、運用状況を検証及び検討）を目指し、西濃圏域市町と協力・連携して取り組みます。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・福祉施設（就労移行支援事業所等）から一般就労への移行に向けては、就労移行支援事業等の趣旨や障がいのある人の実態等を踏まえて取り組みます。

区分	目標値			考え方
	神戸町	輪之内町	安八町	
①一般就労移行者数	3人	1人	1人	令和5年度の福祉施設（就労移行支援事業所）から一般就労への移行者数 (基準：令和元年度 神戸町2人)
②①のうち就労定着支援事業の利用率	7割以上			令和5年度の一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合

- ・郡内に就労定着支援事業所が設置された場合には、就労定着率8割以上をめざします。

④ 障がい児支援サービスの提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターについて、郡内あるいは西濃圏域において確保をめざします。
- ・保育所等訪問支援について、郡内あるいは西濃圏域において利用できる体制の構築をめざします。
- ・主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、郡内あるいは西濃圏域において各1カ所を確保することをめざします。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、西濃圏域等において保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場を設けるとともに、各町にコーディネーターを配置することをめざします。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各町の基幹相談支援センターを通じて、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

- ・3町が共同で設置する安八郡障がい者自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などにより、サービスの質の向上に取り組みます。

☞ 具体的な対策

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

5 障害福祉サービスの見込量 I

☑相談支援

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町 利用者数（人／年）

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しを行います。	125	127	129
		52	53	54
		101	103	105
地域移行支援	入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人に、地域生活に移行するための相談支援を行います。	1	1	1
		1	1	1
		1	1	1
地域定着支援	居宅で単身で生活する障がいのある人に、地域生活を継続していくための各種支援等を行います。	1	1	1
		1	1	1
		1	1	1

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
なお、郡内には相談支援の提供事業所が3カ所あります。

☑居住系サービス

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町 利用者数（人／年）

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	施設入所支援やグループホームを利用していた人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	0	0	1
		0	0	1
		0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活を行う住宅であり、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。	15	16	17
		4	5	6
		11	12	13
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるものです。平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。	21	21	21
		9	9	9
		12	12	12

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
なお、郡内には居住系サービスの事業所はありませんが、グループホームの誘致に努めます。

☑訪問系サービス

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町 利用者数（人／年）

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	11	11	12
		7	7	7
		5	5	6
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのために常時介護を必要とする人に、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的にを行います。	1	1	1
		1	1	1
		1	1	1
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行います。	3	3	3
		1	1	1
		1	1	1
行動援護	自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人または統合失調症等の重度の精神に障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護を行います。	6	7	8
		1	1	2
		1	1	1

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
なお、郡内には居宅介護と重度訪問介護の事業所が各3カ所、行動援護の事業所が1カ所あります。

5 障害福祉サービスの見込量Ⅱ

☑ 日中活動系サービス

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町 利用者数（人／年）

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人に、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。	67	68	70
		24	25	26
		31	32	33
自立訓練 （機能訓練）	病院を退院または特別支援学校を卒業し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を行います。（利用期限：1年6カ月）	1	1	1
		1	1	1
		1	1	1
自立訓練 （生活訓練）	病院・施設を退院・退所または特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を行います。（利用期限：2年間（長期間入院者等は3年間））	4	4	4
		1	1	1
		1	1	1
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動などの機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。（利用期間：2年（一般））	4	5	6
		1	1	2
		6	6	7
就労継続支援 （A型）	一般企業等における就労が困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	20	20	21
		5	5	6
		12	12	13
就労継続支援 （B型）	一般企業等における就労が困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	31	35	39
		20	22	24
		42	43	44
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。	1	2	3
		0	1	2
		1	2	2
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を医療機関併設の施設で行います。	0	0	0
		2	2	2
		2	2	2
短期入所 （ショートステイ） 【福祉型】	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるものです。	16	16	16
		5	5	5
		5	5	5
短期入所 （ショートステイ） 【医療型】	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるものです。	1	1	1
		0	0	0
		0	0	0

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
なお、郡内には生活介護と就労継続支援（A型）・（B型）の事業所が各2カ所あります。

6 地域生活支援事業の見込量等

☑ 必須事業

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町

区分	内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	障害者週間（12月3日～9日）に合わせたイベントなど障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民に働きかけます。				
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。				
相談支援事業	障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。また、相談支援事業所などに対する専門的な指導や助言等を行う基幹相談支援センター業務を委託し、機能強化を図ります。				
成年後見制度利用支援事業	知的障がいまたは精神に障がいのある人に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施します。	利用件数 (件/年)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備等に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援に努めます。				
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者を派遣します。	利用件数 (件/年)	10	10	10
	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、要約筆記者を派遣します。	利用件数 (件/年)	5	5	5
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成します。	参加人数 (人/年)	0	0	0
			0	0	0
日常生活用具給付等事業	入浴担架や特殊寝台、入浴補助用具や便器、電気式たん吸引器、携帯用会話補助装置、ストマ用装具や紙おむつ等及び住宅改修費を給付します。	利用件数 (件/年)	453	463	473
			155	165	175
			431	441	451
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。	利用者数 (人/年)	25	25	25
			3	3	3
			11	11	11
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。	利用者数 (人/年)	12	13	14
			3	3	3
			4	4	4

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所等により確保できると考えます。

☑ 任意事業

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町

区分	内容	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	自宅以外での入浴が困難な障がいのある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供します。	利用者数 (人/年)	2	2	2
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供します。	利用者数 (人/年)	1	1	1
			8	8	8
			5	5	5
重度心身障害児者サービス円滑利用事業	短期入所、日中一時支援事業を円滑に利用することにより、重度の障がいのある人の安全、安心の場を確保するとともに、家族の負担の軽減を図る事業です。	利用者数 (人/年)	8	8	8
			4	4	4
			2	2	2
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	障がいのある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用や障がいゆえの必要により自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。	利用人数 (人/年)	2	2	2
			各1	各1	各1
			各1	各1	各1

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所等により確保できると考えます。

7 障がい児支援サービスの見込量

☑ 障害児通所支援

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町 利用児数（人／年）

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	86	87	88
		37	38	39
		29	29	30
医療型児童発達支援	肢体不自由の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援や治療を行います。	1	1	1
		0	0	0
		0	0	0
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。	22	23	24
		26	28	30
		32	33	34
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。	1	1	1
		1	1	1
		1	1	1
保育所等訪問支援	訪問支援員が障がいのある児童の通う保育園や幼稚園などを訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行います。	1	1	1
		0	0	0
		0	0	0

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
なお、郡内には児童発達支援の事業所が4カ所、放課後等デイサービスの事業所が3カ所あります。

☑ 障害児相談支援等

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町 利用児数（人／月）

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するための利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行います。	100	102	105
		27	29	31
		59	60	61
医療的ケア児支援コーディネーター	医療的ケアを必要とする児童の多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置します。	0	1	1
		0	1	1
		0	1	1

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
なお、郡内には障害児相談支援の事業所が3カ所あります。

☑ 障がいのある児童の子ども・子育て支援等

上段：神戸町 中段：輪之内町 下段：安八町 利用児数（人）

区分	内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所・認定こども園	集団保育になじめる中軽度の障がいのある児童を保育園や幼稚園で受け入れます。	1	1	1
		3	4	4
		3	3	3
放課後児童健全育成事業	中軽度の障がいのある小学生を受け入れます。	2	2	2
		0	0	0
		0	0	0

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの施設等により確保できると考えます。

8 計画の推進に向けて

- ・安八郡では、3町が協力して安八郡障がい者自立支援協議会を設置し、計画の推進に向けて取り組むとともに、地域が抱えるさまざまな課題について協議しています。また、計画の推進にあたっては、各町において関係部局との連携や町民との協働に努めます。
- ・計画の成果目標の分析・評価の結果、さらには、共生型サービスの進展など、国の障がい者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。

発行年月 令和3年3月
発行者 輪之内町 福祉課（編集）
〒503-0292 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530 番地の1
TEL 0584-69-3128 FAX 0584-69-3119
神戸町 健康福祉課
〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸 1111 番地
TEL 0584-27-0175 FAX 0584-27-8443
安八町 福祉課
〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 161 番地
TEL 0584-64-7104 FAX 0584-64-5014